

大和郡山市子ども・子育て会議  
平成 26 年度 第 1 回会議

○開催日時

平成 26 年 6 月 6 日（金）午後 2 時～

○開催場所

大和郡山市役所 2 階 200 会議室

○出席者

委員 10 名

生田委員、乾委員、大倉委員、葛本委員、小橋委員、高田委員、畑山委員、山田委員、  
吉野委員、米田委員

（敬称略 五十音順）

事務局 6 名

○傍聴人数

3 名

○次第

1 開 会

2 議 題

（1）「量の見込み」の変更について

（2）その他（子ども子育て支援新制度施行に向けて大和郡山市が条例等で定める  
基準についての説明）

3 閉 会

○議事

1 開 会

事務局：ただ今より、平成 26 年度第 1 回目の大和郡山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、ご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、会議資料の確認をさせていただきます。

～配付資料の確認～

事務局：本日は小倉委員、森田委員がご欠席となっております。10名の委員の方の出席ということで、過半数以上の方がご出席いただいておりますので、大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第2項に基づきまして、会議が成立する旨ご報告させていただきます。

本日もご出席いただいております委員の皆さま及び事務局につきましては、お手元の座席表でご確認いただければと存じます。

ここで新委員のご紹介をさせていただきます。平成25年の3月31日をもって矢鋪委員が幼稚園を退職されたことにもない、新たに26年の4月1日付で校舎長会より推薦によって、小橋委員に今後子ども・子育て会議の委員をおつとめいただくことになりました。また会議の方は公開で開催させていただいておりますので、傍聴の希望の申し出がございましたら、前回同様会長より皆さまにお諮りしてご承認いただくということで議事を進めていただく予定です。これからの議事につきましては、大和郡山市子ども会議条例第7条第1項に基づいて、会長のもとで進めさせていただきます。

生田会長、よろしくお願いいたします。

生田会長：皆さま、こんにちは。梅雨入りしましてじめじめしている日が続いておりますけれども、本日もお集まりいただきありがとうございます。本日は平成26年度として第1回目の大和郡山市の子ども・子育て会議ということで、新たに年度も替わって第1回としてはじめさせていただきます。

4月から子ども保育園の方にも新入園児が入ってきましたが、今年頭を悩ませているのが保育士不足です。学童の方でしたら指導員不足など、そういった現状があるのかなと思います。今年度に入ってから顕著に出てきて、これから大変だなというのが実感です。

今日は量の見込みの変更の承認と条例等の基準の説明という形で進めていくわけですが、子どもを受け入れる枠組みが変わっていく中で、ハードの部分が整備されてもやはりソフトの面である人材というのもしっかり確保していかなければいけないと資料を見ながら思いました。幸い大和郡山市は、9月の条例の制定に合わせて早いペースで進んでいるので、私たち事業者の方も早く進めていただいている分準備をしないといけないのかなと思っております。本日は量の見込みと条例等の説明がありますが、やはり現状に則した形で物事を見据えて決めていかなければならないと思いますので、しっかりと説明を聞きながら、意見を交わして、より良い会議にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、この会議は原則公開となっております。本日も傍聴希望者が3名おられるという報告を受けておりますので、傍聴に関する基準第2条に従いまして皆さんの意義がなければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(傍聴者入場)

生田会長：それでは、お手元の議事次第に従い進めてまいりたいと思います。

#### 議事（１）「量の見込み」の変更について

事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは量の見込みの変更について説明させていただきます。

量の見込みの算出（一部訂正）についてという資料をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。こちらの資料は、一緒に郵送させていただきました量の見込みの算出についてという部分から、説明用に一部訂正箇所のみを抜粋した資料となっております。

それでは、１ページ目をご覧ください。量の見込みにつきましては、３月２５日、平成２５年度の第４回の子ども・子育て会議の議題にということで、すでにお示しさせていただきました、皆さまのご承認をいただいたのですが、その後国から平成２６年４月２日付で「量の見込み（放課後児童健全育成事業以外）に関する調査及び量の見込みの算出の留意点について」という指針が示されました。これまで国が示しておりました「作業の手引き」では、平成２７年度にすべて就労希望が実現するものとして量の見込みの算出を行うということで、大和郡山市でも行っていたのですが、就労希望が計画期間中に徐々に実現するといった考え方に基づいて量の見込みを算出するという方法が、４月２日付で新たに示されました。ニーズに基づいて量の見込みを設定している事業につきましては、その国の指針に則して、保育ニーズ２号認定、３号認定の方に関しては２９年度までの３年間で、それ以外に関しては計画期間中の３１年度までの５年間で平均的に就労の希望が実現するといった考え方で見込み量を調整したということになっております。計画初年度の平成２７年度は、ニーズ調査で得られた「現在の家庭類型」から量の見込みを設定しまして、子ども・子育て支援給付は平成２９年度、地域子ども・子育て支援事業は平成３１年度には「潜在の家庭類型」による量の見込みになるように調整したものでございます。

続きまして２ページ目をご覧ください。放課後児童健全育成事業の量の見込みに関する調査の集計結果が５月１日付で国から示されました。各市町村からの暫定値を含む量の見込みについて、５歳児時点での利用意向を基にした量の見込みと、就学児利用意向を基にした量の見込みを比較したところ、就学児よりも、５歳児時点での利用意向を基にした量の見込みの方が高くなる傾向が見られました。そこで、よりニーズの実態に近い量の見込みになるように、検討材料として国の考え方が示されたということです。それが①５歳児調査と就学児調査の両方を実施している市区町村については、就学児調査の結果を量の見込みとする。そして②５歳児調査のみを実施している市区町村については、５歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値を用いて、５歳児調査の数値を補正して量の見込みとする。という２点です。この２点のうち大和郡山市では、５歳児調査と就学児調査の両方を実施しておりますので、①に示されておりますとおり、今回就学児の調査結果を量の見込みとさせていただきます。

それでは実際の数字を見ていただきながら、具体的に変更した箇所の説明をさせていただきます。３ページをご覧ください。表の下の段が前回の量の見込み、上の段が今回新たに變更させていただいた量の見込みとなっております。(1)子ども・子育て支援給付で数値の網掛けをされている箇所が變更される数値であります。

<以下、變更した値の説明>

29年度に就労意向が実現されると仮定して見込んだ数字でありまして、下の段の第1号認定、平成27年971、28年952から、上の段の27年1,003、28年962に変更されております。2号認定の学校教育の利用希望ですけれども、こちらも27年140、28年137だったものが、上の段の27年103、28年118に変更されております。2号認定の保育所希望は下の段の27年814、28年798から、上の段の27年809、28年790に、3号認定の0歳児についても同じく27年257、28年250から、上の段の27年244、28年244に、3号認定の1・2歳児は下の段の27年549、28年518から、上の段の27年507、28年504にそれぞれ変更されております。29年には実際就労に意向がかなうということになっておりますので、そこからは同じ数字になっております。

続いて4ページをご覧ください。(2) 延長保育事業ですが、平成27年から30年までが変更になっておりまして、平成27年は前回の563が557に、28年544が541、29年526が525、30年は510が509に変更されております。

下の段の(3) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)ですが、こちらは先ほど説明させていただきましたように、小学生の調査結果から量の見込みを推計しておりますので、他と違い平成27年から31年までのすべてが変更となっております。低学年につきましては、27年から順に451が279に、452が280に、447が277に、442が274に、432が268になっております。高学年につきましても、同じく27年から順に223が153に、215が148に、211が145に、209が143に、209が144になっております。

続いて5ページをご覧ください。(4) 子育て短期支援事業なのですが、こちらは27年から30年に変更になっておりまして、順に125が126、121が122、117が118に変更されております。30年については、変更計算後も前回と同じ数値の114になっております。

続いて(5) 地域子育て支援拠点事業、こちらも27年から30年に変更になっておりまして、27年から順に1,683が1,726、1,594が1,663、1,543が1,599、1,504が1,535になっております。

最後に6ページをご覧ください。(6) 一時預かり事業ですが、同じく平成27年から30年に変更になっておりまして、幼稚園在園者(1号認定)は27年から順に4,101が4,510、4,019が4,275、3,886が4,040、3,746が3,805になっておりまして、2号認定も順に16,551が15,710、16,221が15,383、15,686が15,057、15,120が14,731に変更になっております。

一時預かり事業の上記以外につきましては、国の量の見込み、算定等のための手引きの修正がありまして、平成27年から31年のすべてが年度で網掛けした数値に変更になっております。こちら2段になっているのですが、今回の変更数値、上段で線で消されている数値が手引きの修正を反映した数値で、下に網掛けになっている分が他と同じように30年までの就労希望を徐々に実現するという見込みの数値によって変更になっているといったことをございます。

以上が量の見込みの変更についての説明でございます。なお一緒にお送りしております「量の見込みの算出について」という分厚い方の25ページの資料についてですが、こちらも前回の平成25年の第4回の量の見込みについての資料に、ただいまご説明させていただいた一部訂正の数値を反映させた、変更後の大和郡山市の量の見込みの資料となっておりますので、また合わせてご覧いただければと思います。以上のように国の方でも量の見込みについては、まだ考え方が固まっていない状況です。今週の国からの通知で新たに算出方法を示すといったことも書かれており

まして、今後もそれに応じて変更しなければならないという事態も考えられる状況であります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で量の見込みの変更の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

生田会長：ありがとうございました。国からの指針、物差しのようなものが変わったことによって数字が変更されていますけれども、全体をとおしてでも結構ですので、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

量の見込みの変更についてご意見ないようでしたら、承認作業にうつりたいと思います。今後また変わるかもしれないということで難しいところはあるかと思いますが、ご意見がないようでしたら、量の見込みの変更につきまして、今回の事務局案を承認するというところでよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

生田会長：量の見込みの変更については、事務局案のとおり承認するというにしたいと思ひます。会議が終了してからでもご質問等ございましたら、事務局までいただければと思ひます。

それでは続きまして、議題（2）にうつりたいと思ひます。

議題（2）その他（子ども・子育て支援新制度施行に向けて大和郡山市が条例等で定める基準についての説明）

についてよろしくお願ひします。

事務局：その他といたしまして、今後の条例等の整備についてご説明させていただきます。

本年4月30日付で、国より子ども・子育て支援新制度施行に向けての政省令が公布され、市町村では国で定める基準を踏まえて基準の整備を行うこととなります。今後本市が整備する予定の基準は、資料にあります4つの基準となります。1. 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準。2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準。3. 放課後児童健全育成事業基準。4. 保育の実施に関する条例の改正ということになっております。これからひとつずつご説明させていただきます。

まず、家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準ですが、家庭的保育事業等は子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（域型保育事業）として、新たに位置づけられることになっております。これに伴い大和郡山市においては家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとなります。子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3才未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されております。表をご覧くださいますと、家庭的保育事業は、保育者の居宅、その他のスペースで行う少人数対象の保育事業で、定員が5人以下といったものであります。小規模保育事業ですが、こちらは定員6人～19人まで

の小規模な保育施設で行う保育事業で、職員の配置基準等に応じて以下の3類型に区分されております。小規模保育事業A型が、定員6人以上19人以下。小規模保育事業B型が、定員6人以上19人以下。小規模保育事業C型が、定員6人以上10人以下となっております。居宅訪問型保育事業ですが、こちらは保育を必要とする利用者の居宅等において、1対1を基本とする保育事業となっております。一番下の事業所内保育事業ですが、企業が主として従業員の仕事と子育ての両立を支援するために実施する保育事業であり、地域において保育を必要とする利用者にも保育を提供するといったことであります。

続いて、2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準ですが、こちらは子ども・子育て支援新制度におきまして、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付を行うこととなります。認可を受けた教育、保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従って、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。給付の実施主体である大和郡山市が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を定めることとなります。確認を受ける施設は以下のとおりとなります。まず認定こども園、こちらは利用定員が20人以上で、区分が1号、2号、3号認定のすべてとなります。保育所は、利用定員が20人以上で、区分が2号、3号認定の方。幼稚園は、区分が1号認定の方となります。家庭保育事業ですが、こちらは利用定員が1人以上5人以下で、区分は3号認定。小規模保育事業は、利用定員が6人以上19人以下、C型のみ10人以下ということで、区分はこちらも3号認定となっております。居宅訪問型保育事業は、利用定員が1人で、区分は3号認定。事業所内保育事業、こちらは区分が従業員の子ども及び3号認定の方となっております。

続いて、3. 放課後児童健全育成事業基準は、子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされており、対象児童の規定等が盛り込まれました。大和郡山市では「放課後児童健全育成事業基準」を定めることとなります。下の表は国が示す基準となっております。まず職員（従事する者）ですが、国の示す資格は児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）であり、都道府県の研修を受講した者（現在従事している職員に経過措置あり）となっております。指導員数ですが、①1クラスにつき職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。②小規模クラブの職員の員数については2人以上を原則とする。併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とするとなっております。児童の集団の規模ですが、①1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。②おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団に分けて対応するように努める。③児童数は毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉える。施設・設備なのですが、①専用室、専用スペースを設ける。②専用室、専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡/人以上とする。③静養スペースを設ける。開所日数は、年間250日以上を原則とする。開所時間は平日3時間以上、休日8時間以上を原則とするということとなっております。

以上の国で示す基準を踏まえた上で、学童保育所の大和郡山市における現状をご説明させていただきます。大和郡山市における放課後児童健全育成事業設備の現状を見ながらお話しさせてい

ただきたいと思います。大和郡山市の学童保育所の内容が表の左から順に、学校全体の児童数、学童保育所の児童数、専用スペースの面積というように並んでおります。表の右から3番目の学童全体と一番右の1人当たりの面積の欄をご覧くださいなのですが、国が示す基準の児童数のおおむね40人と、1人当たりの面積のおおむね1.65㎡/人以上をクリアできていない学童保育所があるという現状をご覧くださいかと思っております。1人当たりの面積の網掛けされている学童保育所がそれに当たり、上から片桐西、郡山西、矢田南、筒井、平和、片桐の6つの学童保育所となっております。以上が大和郡山市の学童保育所の現状となります。

それでは資料に戻って4ページ目をご覧ください。4. 保育の実施に関する条例の改正ですが、子ども・子育て新制度において保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で保護者が利用したい教育・保育施設に申し込みを行うといった仕組みになっております。市町村は現行の「保育に欠ける要件」を定めている条例を改正することとなります。大和郡山市では「大和郡山市保育の実施に関する条例」の改正を行うこととなっております。下の表は現行との比較となっており、まず現行の「保育に欠ける」事由、児童福祉法施行令第27条ですが、以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が該当児童を保育することができないと認められることとなっております。次のとおりです。①昼間労働することを常態としていること（就労）。②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）。③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）。④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）。⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）。⑥前各号に類する状態にあること（その他）となっております。

新制度における「保育の必要性」の事由ですが、以下のいずれかの事由に該当することとなっております。同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能となっております。①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応いたします。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除くということとなっております。また、居宅内の労働も含むということになっております。②妊娠、出産。③保護者の疾病、障害。④同居又は長期入院等している親族の介護、看護。④に関しましては、兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護となっております。⑤災害復旧。⑥求職活動。こちらは起業準備を含んでおります。⑦就学ですが、職業訓練校等における職業訓練を含んでいるということです。⑧虐待やDVのおそれがあること。⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合といったこととなっております。なお改正内容につきましては、現在検討中であります。詳しい内容に関しましては、今後改正案がまとまり次第当会議でお示しさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上が新制度における市が条例等で定める基準であるのですが、1、2、3については、新たに条例を制定し、4については現行の条例を改正する予定となっております。基本的には国の基準を遵守して、定めることになるのですが、3. 放課後児童健全育成事業基準については、先ほどご説明させていただきましたように、児童1人当たりの面積1.65㎡/人以上と、定員のおおよそ40人におきまして、当市では国の基準をクリアできていない学童保育所が6つございます。この点につきましては、委員の皆さまのご意見をいただければと考えております。各基準につきま

しては、次回の子ども・子育て会議でご審議いただいたのちに、1から3につきましては、9月の平成26年度第3回大和郡山市定例会にてご提案を申し上げまして議決をいただいたのちに、施行する予定となっております。4につきましては、それ以後の提案を予定しております。

以上が今後の基準の制定の予定でございます。

生田会長：ありがとうございます。それでは今事務局よりご説明いただきました、子ども・子育て支援新制度に向けて大和郡山市が条例等で定める基準について、ご意見等ありませんでしょうか。

乾副会長：1の小規模保育事業ですが、小規模保育事業A型とB型の差は何なのでしょう。

事務局：A型につきましては、乳児おおむね3人に1人につき保育士がおります。満1歳以上、満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人。満3歳以上満4歳に満たない児童につきおおむね20人につき1人。満4歳以上の児童おおむね30人につき1人。これはすべてが保育士という形になります。また、保育士の他に嘱託医及び調理員をおこななければならないといったことになっております。B型に関しては、保育士その他保育に従事する職員として、市町村が行う研修を修了した者、あと嘱託医及び調理員をおこななければならない。ただし調理業務の全部を委託する事業所、または搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員をおかないことができることになっております。簡単に言いますと、全員が保育士か、それともその他の従事する職員をおけるかということで、A、Bが変わってくると思っただけだと思います。

山田委員：C型はどうでしょうか。

事務局：C型については、家庭的保育者、あと居宅医及び調理員をおこななければならない。ただし調理業務の全部を委託する事業所、または搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員をおかないことができることになっております。またC型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数が3人以下、ただし家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下となります。結局保育士の関係でA、B、Cが分かれているといった形になります。

生田会長：事務局からも話がありましたが、3. 放課後児童健全育成事業の基準で、大和郡山市の現状が国の示している数値を満たしていない学童があるというところについて、ご意見等ございませんか。

それでは、私の方から。先ほど説明いただいたように6つの学童保育所で国の基準をクリアできないということですが、この現状について国の基準に合わせるような条例の改正は可能なのでしょうか。

事務局：必ず1.65㎡という基準を各学童保育所に遵守していただくということになると、保育園



と同じように待機児童が生じる可能性もあると思います。ただ現状は学童保育所を利用していただいておりますので、今入っているお子さんが来年度からは入れないというのはなかなか難しい。そのまま国基準の 1.65 m<sup>2</sup>を適用するのは現実的には難しいという気がします。

生田会長：学童保育所を2つに分けるということになれば、それだけ人員もいるということで、条例を国の基準にすぐに変えるというのは難しいと思います。今入られている方が不利益にならないことはもちろん、待っている方が入れないというような状態はおこすべきではないと思いますが、この基準に近づけるように今後努力していただくというのが望ましいと思います。他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

高田委員：学童保育では1年生から3年生の児童数の割合が多く、4年生から6年生の割合は少ないと思います。共働きをしている親にとっては、1年生から3年生まではどうしても必要になってくるのではないかと思うのですが、4年生から6年生までの児童はどのくらいの割合で学童保育に在籍しているのでしょうか。5、6年生になるとそれほど必要性はないのではないかと私は感じています。4年生はまだ必要だと思いますので、もし5、6年生が少ないのであれば、1年生から4年生までにしてみるのはどうでしょうか。そうすれば1人当たりの面積も上がってくるかと思いますが。

事務局：現状の学童保育所については、おおむね10歳までとなっており、全国的に見てもそういう規定があります。自治体によっては1年生から3年生までしか受け入れていないというところも結構な数あります。今の児童福祉法上でおおむね10歳という規定がありますので、4年生から6年生は受け入れていないという自治体もあります。ただ大和郡山市の1人当たりの面積が1.65 m<sup>2</sup>よりも狭くなってしまうというのはたしかにおっしゃるとおりで、これがもし1年生から3年生までを受け入れるということであれば、面積をクリアできる学童保育所も増えてくると思います。ただ新制度の基では若干対象児童の考え方が変わる方向がありまして、国の基準でも小学生全員を対象とするという形になってきております。大和郡山市の現状は1人当たりの面積が狭い、1学童当たり人数が多いというのはありますが、逆に言うと大和郡山市は先取りして、6年生まで柔軟に受け入れているということも言えると思います。数字だけ見ると国の基準を下回るような運営をしているように見えますが、実際は6年生まで受け入れるという体制を取っておられますので、そこは先取りしている。先取りをしているから逆に面積や1学童当たりの定員が増えてしまっているという現状があると思います。今の基準でいけば1年生から3年生、あるいは4年生までに限定すれば1人当たりの面積は増えるかと思いますが、今後は小学生全体を対象にといった流れになると思いますので、今から3年生まで、4年生までというのは苦しいところがあります。今先取りしていますので、その中で今後どうしていくかを考えていきたいと思っています。

大倉委員：大和郡山市の現状として、指導員や静養スペースは確保できているのでしょうか。

事務局：手元に資料がないのですが、今問題になるのは定員がおおむね 40 人という部分と 1 人当たりの面積が 1.65 m<sup>2</sup>という部分だと思います。職員の配置や静養スペースについてはクリアできていると考えていますが、最終的に精査していかないといけないとは思っております。

葛本委員：市としてどんな考えをお持ちなのかがどこにも提示されていません。国が示す基準はこうですということで、これをクリアしないとだめなのだろうという認識は持っていますが、現状とのギャップの中でそれにどう近づけていくかというのが市としての役割だと思います。市としてどんな考えをお持ちで、どうしようとされているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局：会議の中で議論いただいて、それを市の方向性として反映できるものは反映していきたいという意向です。市がこう決めているからそれでいきますということではなく、議論の中でいただいたご意見を可能な範囲で反映させていきたいという思いがあります。市としてはこうですというところがお示しできていないのは、そういったところです。

生田会長：希望的観測でも結構ですので、今後こういう形になっていけばなど、そういったご意見がありましたらお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

吉野委員：子ども・子育て新制度が来年度から施行される中で、障がいのある子どもたちへの基準は決められているのでしょうか。

事務局：障がい児の方の教育に関する基準が条例で出されるという予定は、今のところありません。ただ国の子ども・子育て会議の会議録や資料を見ますと、そういう議論はされているようです。

吉野委員：今そういうお子さんは増えてきていますし、保育所や幼稚園や学校での枠組みも必要だと思います。国が示している子ども・子育て新制度にはそのことが打ち出されていないのでしょうか。

事務局：国の議論の中ではあるようなのですが、明確な基準が出ている状況ではありません。幼稚園、保育園、小学校でも発達に課題を抱えるお子さんが増えている状況はあると思いますので、具体的にどうしていくかということは、市としても今後考えていく必要が出てくると思います。課題であるという認識は持っております。

米田委員：障がいを持っている方、発達障がいのお子さんが多くなっている中で、支援が必要なのに行き場がないお子さんが、どこでも受け入れてもらえるような方法がきちんと入っていると良いなと思います。また私は保育士を育てる立場だったのですが、卒業してい

った学生は保育現場、幼稚園現場に勤めるのですが、やめる率も高いです。100%の就職率の中で幼児教育学科でありながら、保育所、幼稚園を避ける学生も多く、保育士の待遇が悪い等、続けていけない現実もあります。その辺を見逃しては、どんなに入れ物をつくったとしても結局は無になってしまうという不安があります。また保育士補助という形で保育士の資格を持っていなくても良いという状況が出てきています。たしかに有資格者がなかなか来てくれないことによってそうなっているのだとは思いますが、保育者の雇用条件を上げられるような、待遇を良くするような状況をつくっていくことも支援の中に入れていただければ良いと思います。

事務局：障がい児の受け入れ部分でいきますと、先ほど条例関係の説明の資料にもありましたように、保育の必要性という部分で障がい児を持った方という条件はそこにはありません。新制度の中でも障がいを持ったお子さんに保育の必要性があるかという、それが認定されているわけではありません。障がいを持ったお子さんでいえば、児童福祉施策というより障がい施策という形で唱えている部分も多いのかなと思います。以前市内には児童デイサービスという形態はめばえ学園しかなかったのですが、今は市内にも他に数ヶ所できている状態で、保育園、幼稚園ではありませんが、障がい施策の中では児童デイサービスの事業所が増える等進んでいる部分はあるかと思います。保育士不足はおっしゃるとおりでありまして、奈良県では今年度保育士の人材バンクを立ち上げ、保育士の確保対策を県の指導で進めていくということで聞いております。待遇の面ですが、どちらかという民間の保育園の待遇ということになるのかなと思います。通常公立保育園の保育士の場合、われわれと同じ給料体系ということになります。民間で言えば、去年から一時的な施策として行われたのですが、処遇改善の補助金というものを国で一時的につくりました。通常民間の保育園は市からの委託料を基に運営していただく形なので、市から払うお金が多ければ、お勤めの保育士の給料にもある程度反映するということになると思います。補助金という形ではありますが、処遇を改善する保育園に対しては上乘せして補助金がありますということを去年、今年と国の方でやっております。新制度移行後の委託料の算出の金額というのは仮には国から示されておまして、平均的に1割ぐらい増やすという新聞報道もなされていたと思います。そういう意味では市から各民間の保育園へお渡しする委託料は増えるということで、保育士さんへの賃金へもある程度反映されるのではないかと考えております。待遇という部分は、一自治体では非常に難しいところがありますが、国の子ども・子育て会議の中でも処遇の面は議論されていたことでもありますので、それはある程度反映していきたいと考えております。

畑山委員：家庭的保育事業等の基準を新制度に向けてつくられたということですが、これは3歳未満の保育ということで、できれば現在ある保育園で保育できればベストなのだろうと思います。こういう事業が必要なほど3歳未満の待機児がいるのか、それとも市の方でこういう事業を積極的に進めていこうと思われているのか、それをお聞きしたいのですが。

事務局：待機児童は4月現在2名です。認可外保育園を運営されている園もありますので、その辺のご希望があればということで、市が積極的に進めるとか進めないとかではなく、事業者さんがどのような思いをお持ちかということで変わるかと思います。

畑山委員：必要がなければいけないのか。

事務局：そうではなく、(市の確保策が量の見込みに達しておらず)事業者が希望して認可基準に該当すれば、市が認可をするということになります。

小橋委員：今、大和郡山市には11園の幼稚園があって、1園が認定こども園という形なのですが、子ども・子育て新制度がスタートするに当たって、今後も認定こども園のような形が増えていくのかなと思います。これからも幼稚園の良さの教育の部分と、保育所の良さの養護の部分を合わせ持ちながら事業をしてほしいと思う部分と、幼稚園の方も新制度に向けてどういう方向でいったら良いか自分の中の課題でもあるのですが、幼稚園の在り方の中で、預かり保育の希望者も多いということも考えながら、新制度に向けていけないといけないと思います。保育士の問題も幼稚園の抱える問題も同じだと思うのですが、せっかく希望に満ちて来られて、私たちも大事に育てていきたいと思うのですが、なかなか上手く育てられないというのは私たちの課題でもあります。学生さんたちはたくさんおられるのに現実にはなかなか来てもらえないということがありますので、その辺も大きな課題だと思っております。放課後の問題も現状と27年、28年の量の見込みの部分では、1人当たり1.65㎡というのも変わってくるのかなと思うので、現状とともに先を見据えて、利用者の量がどうなるかによっても変わってくるのかなと感じました。

事務局：認定こども園がどうなるかというのはまだ不透明な部分がありまして、国としてはそれを推進するという意思是当然持っていますし、そういう方向性で考えるのは間違いないのですが、個々の自治体、各民間の幼稚園、保育園それぞれの事情がありますので、まだ何とも言えないところではあります。ただ国が推進しようと考えていることは間違いないと思います。学童保育所については、現状だけではなく先を見てというのは、たしかにおっしゃるとおりだと思います。学童保育所も11あるのですが、個々の学童によって増えているところもあれば、変わらないところ、逆に減っているところもあるかと思えます。計画では国の算出の方式にのっとり数字を出すのですが、やはり現実をとらえながら個々に見ていけない部分もあると考えております。

生田会長：ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、言われていましたように、今のご意見等を市としての方針をつくっていく上での参考にさせていただき、計画を立てていただければと思います。ありがとうございました。終了後も気づかれた点がありましたら、事務局へお尋ねいただければ結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、これを持ちまして終了させていただきます。

事務局：先ほどの乾副会長の小規模保育事業についてのご質問ですが、参考資料にA型からC型の詳しい説明が載っていますので、ご覧いただければと思います。

本日は長時間にわたりました、慎重にご審議いただき誠にありがとうございます。本日もご審議いただきました内容につきましては、後日、市のホームページに掲載させていただく予定にしております。

なお、今後の子ども・子育て会議ですが、開催日程が決まり次第、事前に文書でお知らせさせていただく予定にしておりますが、国からの通知等にそって、市町村が計画等に関する事務を実施していくといった、国の作業と並行した作業を行っております。限られた時間の中でこの作業を行っておりますので、急な会議の開催等、委員の皆さまには大変ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。